

令和6年度事業計画

I 事業計画（総括）

国際情勢の不安定化によるエネルギー価格の高騰や物価高など厳しい経済環境が続く中、2024年問題といわれたトラック運転者の時間外労働の上限規制が4月にスタートしました。産廃業界にも少なからずその影響が及びます。

一方で、熊本県経済はTSMC半導体工場の進出を契機に関連企業の立地や工業団地、住宅建設の需要が生まれ、その流れが広く波及しています。

こうした中、我々協会は設立の原点である「産業廃棄物の適正処理」「再生利用等の積極的な推進」により一層精進するとともに、各会員がこのチャンスを生かすため人材育成や技術的底上げを図っていく必要があります。

協会としては、全産連と共に開催している実務者研修会に加え、昨年度熊本県委託事業として実施した実務経験が浅い担当者向け研修会を令和6年度も開催し、会員や排出事業者の産業廃棄物の適正処理に関する基礎知識の向上に取り組みます。

労働安全衛生については、協会の労働災害防止計画に基づき本部・各支部において研修会等に取り組んでいますが、令和6年1月に実施した会員アンケートでは、4日以上の休業災害数は前年度と比べ約30%減少したものの、研修会の認知度や参加会員数は若干下回る結果となりました。安全・安心な職場環境を目指し、より多くの会員が労働安全に前向きに取り組めるような研修会の実施に取り組みます。

自然災害への備えも大事です。本協会は令和5年1月に熊本県から災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」に指定されました。行政機関と連携し、日頃から災害廃棄物の仮置場の確認や会議・行事への参加などその責務を果たして参ります。

また、地域の環境保全と循環型社会の構築に向け、社会貢献として各支部において実施している不法投棄対策事業（パトロール・撤去作業等）や青年部会による環境出前講座にも積極的に取り組みます。

このほか行政機関や全産連との連携強化、会報誌等による法令等各種情報の提供、許可申請講習会等に着実に取り組んで参ります。

熊本県産業資源循環協会では、社会に貢献する公益的な事業と会員及び組織強化のための事業を大きな柱として、引き続き産業廃棄物処理業界の発展に尽力して参ります。会員皆さんのご理解とご協力をお願いします。

以上のことと踏まえ、令和6年度の事業計画を説明します。

令和6年度事業計画

令和6年4月1日～令和7年3月31日

1 実施事業等会計

1 社会貢献事業

この事業は、廃棄物の適正処理・資源循環の重要性等について、関係事業者等に広く周知啓発を図り、環境の保全、公衆衛生の向上、快適な県民生活の確保に貢献することを目的とする。

(1) 適正処理推進のための周知啓発事業

廃棄物処理法に規定された排出事業者の処理責任や処理業者の法令遵守の徹底を図るため、関連する情報を提供する。

ア 調査研究・啓発普及事業

産業廃棄物の種類や処理形態に応じた適正処理の課題を調査研究し、その成果をホームページに掲載する。

イ 法令・行政情報等の収集・提供

法令・行政情報等を収集し、関連する資料とともに関係者に提供することにより、産業廃棄物の適正処理を推進する。

ウ 産業廃棄物に関する相談対応、助言及び処理業者の紹介

処理業者、排出事業者、県民等からの産業廃棄物処理に関する相談に対して適切な助言を行い、必要に応じて専門の処理業者等を紹介する。

エ ホームページ、メールによる情報提供

①ホームページによる情報提供

本協会のホームページを通して、県民、排出事業者、処理業者へ産業廃棄物の適正処理のための情報を提供する。

②会員へのメール配信等による情報提供

国、県、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの通知による産業廃棄物の適正処理に必要な情報をメール配信等により会員へ提供する。

オ 排出事業者への適正処理の推進事業

排出事業者への廃棄物処理法の周知徹底と不適正処理を撲滅するために様々な排出事業者団体との連携による産業廃棄物に関する広報活動を推進する。

(2) 地球温暖化防止対策（地球温暖化対策・低炭素社会実行計画）

地球環境保全というグローバルな視点をもって産業廃棄物処理と社会との共生関係の構築を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会が平成29年3月に策定した「地球温暖化対策・低炭素社会実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減等を目指して取り組む。

具体的には、計画の周知・普及啓発、会員企業を対象とした実態調査、省エネ対策等の取組事例集・温室効果ガス排出量削減ツール及び各種支援制度等関係情報の

提供を行い、会員企業ができることから取り組むこととしている。

(3) 行政機関、他団体等の環境イベントへの協賛等

行政機関、他団体等が主催する環境関連イベントへの協賛や産業廃棄物処理に関するブースを出展し、廃棄物処理の現状等を県民に提示する。

2 災害廃棄物支援事業

この事業は、平成21年5月15日に熊本県との「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」締結に基づき、被災地域に発生した災害廃棄物の処理活動を支援し、地域住民の生活環境の早期復旧を図る。

(1) 災害対策支援に関する現状調査及び支援体制の整備

支援体制構築のため、災害廃棄物処理に対応可能な協会員の人員、施設・車両・重機等についてデータベースの管理とともに、行政機関と協力し災害時の支援体制を構築し、併せて支部の支援体制を整備する。

(2) 災害対策支援に関する情報提供、普及啓発

本協会員が有する廃棄物に関する専門的な知識・経験を活かし、災害廃棄物に関する情報を共有するため、県・市町村に対し、災害時に円滑な廃棄物処理を行うために必要な情報提供、普及啓発を行う。

(3) 指定地方公共機関としての対応

本協会は令和5年1月に全国で初めて熊本県から災害対策基本法第2条第6号の「指定地方公共機関」に指定された。日頃から行政機関と連携し、災害廃棄物の仮置場の事前確認や会議・行事への参加など責務を果たしていく。

(4) 市町村との連携

平成24年度までに災害廃棄物（一般廃棄物）の処理責任者である県内市町村と支援活動を行う場合の細かな確認事項として、「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に関する実施細目を締結し、協力体制を構築した。

具体的な内容を盛り込んだ行動支援マニュアルを基に、以下の事業について各支部とともに取り組む。

ア 協会における体制強化

令和3年に体制を強化した「災害対策検討委員会」において、引き続き災害廃棄物処理の課題解決に向けた検討を行う。

・災害廃棄物の仮置場に関するマニュアル決定（調整）、周知等

イ 市町村、一部事務組合との連携

一般廃棄物の処理を行っている市町村や一部事務組合と連携し、仮置場の現地確認等を行い、廃棄物処理体制の強化や広域処理への共通認識を醸成する。

ウ 災害発生を想定した支援訓練の実施検討

平成24年度の熊本広域大水害、平成27年度の第15号台風災害、平成28年度の熊本大震災及び令和2年7月豪雨災害の支援実績の検証を基に、災害時の対応

強化を図るため、熊本県及び市町村と連携し支援訓練の実施を検討する。

エ 市町村の災害対策会議、防災訓練等への参加

業務の経験を活かした災害廃棄物の処理方法の提案や、災害時の連携強化を図るため、市町村からの要請に対し災害対策会議や防災訓練等に参加する。

(5) 九州地域協議会との連携

(「九州地域における災害廃棄物処理の相互支援に関する協定」 R3.11.25 締結)

令和5年12月、国において災害廃棄物の標準的な処理単価や補助対象基準を示すよう、九州地域協議会会长名で全産連に要望書を提出した。今後全産連の委員会で協議が行われるに当たり、九州各県協会と連携しながら対応していく。

- ・九州各県協会の災害廃棄物支援業務における支障が生じた項目調査の実施

3 熊本環境保全推進支援金事業

この事業は、熊本県民の生活環境及び自然環境の保全を図るため、熊本県・熊本市の出えん金及び本協会員の拠出により造成した熊本環境保全推進支援金事業「以下（支援金事業）という。」及び運用益を活用し、不法投棄された廃棄物の撤去や不法投棄防止のための啓発等を行う。

(1) 事業概要

ア 次のいずれにも該当する産業廃棄物の撤去等に関する事業

- ①不法投棄されたものである場合
- ②環境保全上著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- ③投棄者が不明であり、かつ、土地管理者の責めに帰することができない場合

イ 産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発事業

ウ その他支援金運営委員会が特に認めた事業

(2) 不法投棄対策事業

本協会の県内6支部による不法投棄対策事業（撤去・パトロール）への支援

(3) 普及啓発事業

・環境教育事業

青年部会による小学生を対象とした環境出前講座に係る経費

この講座は、小学生の頃から3Rや廃棄物処理に関する環境教育を行い、子ども達がその知識を家庭に持ち帰り、家庭の中で実践してもらうことでその家族が環境を再認識し、地域の環境保全などにつなげていくことを目的として平成25年から行っている。

平成28年度からは、熊本県環境学習プログラムとして位置付けられ、熊本県義務教育課が社会科指導資料として紹介し、本協会青年部会が車両の提供や講師を担当し熊本県内全域で講座を実施する。

(4) 会議の開催

支援金事業運営委員会 年2回

2 その他会計

1 組織活性化会員支援事業

この事業は、産業廃棄物処理業界に対する社会的信頼性の更なる向上を図るため、関係する法令順守の徹底に務める等、本協会組織の強化及び活性化を目的とする。

(1) 会議の開催

ア 総 会	定時社員総会	年1回	6月開催
	臨 時 総 会	必要が生じた場合	
イ 理事会	理 事 会	年7回	概ね隔月開催
	臨時理事会	必要が生じた場合	
ウ 監査会		年1回	4月開催
エ 委員会	総務・広報委員会、適正処理委員会、表彰推薦懲罰委員会、マニフェスト検討委員会、災害対策検討委員会、安全衛生促進委員会 …必要に応じて開催		
オ 部会	医療廃棄物部会、中間処理・リサイクル部会、収集・運搬部会、建設廃棄物部会、最終処分部会、青年部会、女性部会 …必要に応じて開催		

(2) 支部事業の実施

ア 設置支部 6支部（荒玉、城北、熊本市、宇城、南部、天草）

イ 支部事業

支部事業は、地域住民、排出事業者、行政機関等との意見交換をはじめ、研修活動、会員（従業員）の質の向上等、業界の地位向上を図るとともに、会員相互の交流、情報交換、地域イベントへの協賛など地域に密着した活動を行う。

(3) 廃棄物処理への対応

産業廃棄物処理業界の立場から熊本県、熊本市に産業廃棄物処理等に関する意見・要望を行うとともに、廃棄物処理法等の内容・取扱い等について会員に周知徹底を図る。

・熊本県、熊本市との意見交換会の開催

(4) 表彰等事業

ア 産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて、環境保全・循環型社会形成の推進に寄与し、業界の発展に功績のあった会員（個人・事業所）を国、熊本県、熊本市及び関係団体の表彰制度に対し、本協会長名で推薦を行う。

イ 産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて、環境保全・循環型社会形成の推進に寄与し、業界の発展に功績のあった会員（個人・事業所）に対し、本協会長名で表彰を行う。

(5) 会員向けサービス・支援の実施

行政への提出書類の交付、税制上の課題対応、相談指導事項に対する対応、産業

廃棄物処理施設に対する賠償責任保険や従業員の災害保険への加入推奨、図書斡旋及び外部関連情報の提供等、会員に対するサービス・支援を行う。

ア 熊本県との「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定」締結に伴う建設業の経営事項審査に必要な書類の交付。

イ 熊本市との「災害応急活動に関する協定」締結に伴う建設業の入札資格審査に必要な書類の交付。

(6) 組織の拡充

一般社団法人としての社会的存在感を高めるため、広報媒体を活用するとともに協会本部、支部が協力して地域に即した支部活動の活性化を図るなど、協会の基盤となる会員の加入促進を図る。

(7) 廃棄物の適正処理に係る講習会・研修会の開催

産業廃棄物処理業者及び排出事業者の適正処理の意識と資質の向上のため、法令、技術及び技能に関する講習会、研修会、セミナー及び視察見学会を開催する。

ア 講習会、研修会開催事業（地域別含む。）

イ 視察見学会開催事業

(8) 後継者、若手経営者等の養成

産業廃棄物処理業経営者の後継者を養成するため、処理業の知識や経営、教養などに関する研修会を行うとともに、青年部会の自主企画による産業廃棄物の適正処理のための研修等を行う。

(9) 廃棄物関係法令等に係る研修

廃棄物関係法令等に係る講師（熊本県・市職員の廃棄物行政担当者、廃棄物処理従事者及びコンサルタント）による研修会を開催し、廃棄物関係法令の理解・遵守義務等を通して廃棄物処理に関する管理者等の人材育成を図る。

(10) 協会労働災害防止計画（令和5年度～7年度：3カ年間）の推進

ア 目標：①死亡者数：ゼロ

②休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、
20%以上減少させる。（平均16人 → 12人）

イ 重点項目：①経営者の意識改革

②労働災害防止活動の推進

i 安全衛生規程の作成及び実施

ii 当業界において発生数の多い労働災害の撲滅

ウ 主な事業：

①公益社団法人全国産業資源循環連合会の安全衛生規程作成ツール説明
を活用した会員企業の安全衛生規程の作成支援。

②本部、各支部において労働安全衛生に関する研修会等の実施。

(11) 電子マニフェストの普及促進

産業廃棄物の適正処理をより確実にするため国が進めている電子マニフェストシステムの普及促進に協力する。

国の指定を受けた公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運用する電子マニフェストシステムについて、会員を通じて関連の排出事業者、産業廃棄物処理業者への普及を促す。

ア 電子マニフェストシステム及び操作方法の問い合わせ・運用指導

イ 電子マニフェストの課題や問題等の研究

(12) 許可申請講習会の実施

産業廃棄物処理業の許可条件である廃棄物処理に関する知識を習得させるため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の講師・会場運営等の事務を公益社団法人全国産業資源循環連合会とともに実施する。

《講習会の形態》

1 WEB方式：WEBで講義を視聴し、試験のみ会場で受験

2 対面式：講義及び試験を同日会場で実施

ア 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規）

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を新たに取得しようとする者が対象

・WEB方式

項目	回数	開催日
新規許可（収運課程）	1回	7/19
新規許可（特管収運課程）	1回	2/26
新規許可（処分課程）	1回	7/19
新規許可（特管処分課程）	1回	2/26

イ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会試験（更新）

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を既に取得しており、許可期限が到来した後も継続して業の更新許可を取得しようとする者が対象

①WEB方式

項目	回数	開催日
更新許可（収運課程）	1回	2/26
更新許可（処分課程）	1回	7/19

②対面式

項目	回数	開催日
更新許可（収運課程）	1回	7/18
更新許可（処分課程）	1回	11/27~28

ウ 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会試験（排出事業者用）

特別管理産業廃棄物に係る管理全般に必要な知識等を習得し、管理責任者の資格を得ようとする者が対象

・WEB方式

項目	回数	開催日
特管物管理責任者講習会	1回	2/27

エ 受講生募集・会場運営等

- ①各講習会の会場において開講から閉講まで、試験監督を含めた運営を行う。
- ②その他（受講希望者に全国の講習会情報の提供等）

(13) 情報の収集及び提供

産業廃棄物の適正処理の推進や会員等の資質向上を図るために、関係法令の改正、リサイクル及び資源循環に係る各種の情報を提供する。

ア 会報誌（スマイル）の発行（3回／年）

内容：特集記事、協会事業活動、各種講習会等の情報、関係機関からの情報及び会員企業の近況等の掲載。

イ 産業廃棄物処分施設マップの発行

協会員の産業廃棄物処分施設（再生処理を含む）の県内設置状況を表示したマップ（地図）を作成。産業廃棄物の適正処理の推進のため、会員や排出事業者、行政に配布する。

ウ 協会員への情報提供

- ①許可更新時期の通知、廃棄物関連法令の周知、参考書籍等の紹介、各種講演会、講習会の通知。
- ②公益社団法人全国産業資源循環連合会、熊本県及び熊本市から提供される廃棄物関連法令の改正や業界の情報をタイムリー及び的確にメール・FAXにより会員へ配信する。
- ③ホームページを通して会員へ産業廃棄物の適正処理のための情報を提供する。

エ 視察研修の実施

産業廃棄物処理に関する優良施設等の視察研修及び調査の実施。

オ ホームページによる協会員の業務内容等の紹介

ホームページに「産業廃棄物処分施設マップ」と「産業廃棄物処分品目別会員企業一覧」を掲載し、専門業者を紹介する。

2 関係機関との連携事業

この事業は、行政機関、公益社団法人全国産業資源循環連合会及び関係団体（排出事業者）と連携し、産業廃棄物処理業界の資質向上、廃棄物の適正処理、再生利用等の推進を図ることを目的とする。

(1) 産業廃棄物実務担当者研修会（熊本県委託事業）の実施

昨年度に引き続き、主に実務経験が浅い担当者を対象に廃棄物処理法や産業廃棄物の

適正処理等の基礎知識に関する研修会を行う。

(2) 行政機関との連携

ア 公共関与型産業廃棄物処分場（エコアくまもと）への対応

公共関与による管理型最終処分場は、熊本県・市町村・民間団体等で構成する第三セクターの公益財團法人熊本県環境整備事業団により平成27度供用開始された。

本協会長は平成17年度から同事業団の理事に就任しており、事業や運営の在り方等について、引き続き業界としての位置付けを明確にしていく。

イ 廃棄物関連法に関する諸問題への対応

(3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会の会議への参加

ア 総会、理事会、委員会

イ 同連合会九州地域協議会

九州8県協会が連携して、地方における諸課題の検討・協議

ウ 同連合会青年部協議会、同協議会九州ブロック

同連合会の下部組織である青年部会：各県協会青年部会で構成。

(4) 関係団体等の会議への参加

ア 行政が主催する会議

イ 排出事業者関係団体（建設業、輸送業及び医師会等）の会議

3 マニフェスト・ステッカー頒布等事業

この事業は、廃棄物処理法で義務付けられた産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の頒布及び収集運搬車両への表示が義務付けられたステッカーの普及啓発等を行うことにより、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止する。

(1) 紙マニフェスト頒布事業

書式一組毎の交付番号で産業廃棄物を管理するもので、産業廃棄物を排出から最終処分までの追跡可能な紙マニフェストを排出事業者に頒布し、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止し、適正処理を推進する。

・取扱う様式（3種類）

①産業廃棄物（直行用）マニフェスト

②産業廃棄物（積替用）マニフェスト

③建設産業廃棄物マニフェスト

(2) 車両ステッカー普及事業

不法投棄等の不適正処理を防止するために、産業廃棄物を収集運搬する車両に法令で定められた事項を表示したステッカーの貼付を排出事業者、処理業者に周知し、適正処理の推進を図る。